

●デジタル歯科専門医申請手順について

- 1) 臨床実技試験（オーラルスキャナーコンペティションを含む）に合格していること
- 2) 専門医筆記試験に合格していること
- 3) デジタル歯科技術を用いた疾患の診断および治療に関するケースプレゼンテーションに合格していること

以上の1)～3)の項目ならびに下記条件を満たした会員が専門医申請書類の提出・申請料の支払いをし、書類審査に合格すると資格が認定される。

専門医申請時に必要な条件

- 1) 日本国歯科医師の免許を有すること
- 2) 専門医認定申請時において、継続して3年以上の本会会員歴を有するか、または本会に関連する日本歯科医学会専門分科会専門医の資格を有し、かつ1年以上の本会会員歴を有すること
- 3) 下記の(1)～(3)の認定に必要な研修単位（11単位以上）を取得していること
 - (1)本会学術大会（1回2単位）、夏季・冬季セミナー（1回1単位）への出席で5単位以上
 - ※本学会学術大会に1回以上の出席必須
 - ※会員管理システムOHASYSより2021年以降の参加履歴が確認できます。
 - (2)本会学術大会でのポスター（専門医症例報告プレゼンテーションは含まない）並びに一般口演での主演者（2単位）、共同演者（1単位）、学術大会企画講演並びに主催セミナーでの講演（2単位）で2単位以上
 - (3)本会学術誌への投稿（症例報告論文含む）で筆頭著者並びに責任著者（4単位）、共同著者（2単位）、本会認定学術誌もしくは本会認定定期刊行雑誌への投稿で筆頭著者並びに責任著者（2単位）、共同著者（1単位）で4単位以上

※専門医制度施行細則第8条に規定されている「デジタル歯科技術に功労の著しい会員」を対象にした専門医申請手続きは、上記の申請手順・必要条件が異なりますので、対象者には認定委員会より個別にご案内がございます。